

改定案(令和8年4月版)		現行(令和7年3月版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第1章 総則		第1章 総則		
第102条 用語の定義		第102条 用語の定義		
32. 「書面」とは、発行年月日を記録し、打合せ簿等の帳票をいい、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。		32. 「書面」とは、発行年月日を記録し、打合せ簿等の帳票をいい、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを活用し、「指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出」を行う場合は、記名がなくても有効とする。		【文言修正】 活用し→用いて作成し 行う場合は→する場合は
第112条 打合せ等		第112条 打合せ等		
		6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。		【削除】 141条に記載のため
		※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。		【削除】 141条に記載のため
第123条 契約変更		第123条 契約変更		【削除】 141条に記載のため
1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。		1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。		
(3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合		(3) 発注者又は監督職員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合		【修正】 国に準拠
第133条 安全等の確保		第133条 安全等の確保		
(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。		(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。		【修正】 書籍更新 令和2年3月→令和7年3月